

## 提出されたコメントの概要とそれに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>税務目的を中心とする個別財務諸表への国際財務報告基準（IFRS）適用に関する懸念を最小化するため、国税庁「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で使用されている税務用財務諸表タクソミも使用可能なものに加えるべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、個別財務諸表は日本基準で作成され、EDINET タクソミを使用することになります。EDINET タクソミと税務用財務諸表タクソミとでは、内容等に相違があることなどにより、仮に個別財務諸表について、両者の使用を認めると、企業間の比較が困難になる等、情報利用者の利便性に支障をきたすと考えられます。従って、税務用財務諸表タクソミを使用可能なものに加えることは適当ではないと考えられます。</p> <p>なお、EDINET タクソミは、e-Tax においても使用可能となっております。</p>